

平成29年度

学校防災マニュアル (地震・洪水災害)

—事前・発生時・事後の危機管理—

江戸川区立二之江中学校

I 事前の危機管理（備える）

1 体制整備と備蓄

（１）校内防災委員会の設置

- 1 学校防災の充実を図るため、**校長**を委員長とする校内防災委員会を設置する。
- 2 委員は、防災管理者（**副校長**）、**教務主任**、**生活指導主任**、**安全・防災担当者**、**各学年主任**、**事務係長**とする。
- 3 委員会の開催は定例会と臨時会とし、計画的に開催する。
- 4 校内防災委員会は、災害が発生した場合は災害対策本部【**総務**】となる。
- 5 防災委員会は、次の事項等について審議する。
 - (1) 学校防災についての研究・調査に関すること
 - (2) 学校防災マニュアルの立案・作成、更新に関すること
 - (3) 校舎内外の施設・設備等の安全管理に関すること
 - (4) 避難訓練等の企画・調整・評価に関すること
 - (5) 教職員の研修の企画・調整・評価に関すること
 - (6) 関係機関等との連携に関すること
 - (7) 学校施設が避難所となった場合の協力体制に関すること
 - (8) その他、学校防災の推進・運営に関すること

（２）保護者や地域、自治体等と連携した体制

連携する関係機関等	PTA、学校応援団、町会、学校医、江戸川区役所危機管理室、葛西消防署、葛西警察署など
協議・調整の内容	(1) 学校防災マニュアルの検討 (2) 保護者対象等の研修会の企画・実施 (3) 地域防災訓練と地域の避難場所、避難所等の確認 (4) 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認 (5) 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法 (6) 災害発生時の医療体制 (7) 近隣商店等との災害発生時の物資提供等の協議 (8) 災害発生時の通学路の安全確保、防犯対策 (9) 生徒のボランティア活動 (10) 情報通信網が途絶した際の保護者や関係機関への多様な連絡方法

（３）二次災害の想定と避難場所

想定する二次災害		判断材料となる情報	避難場所
① 火災	・学校からの出火 ・周辺の地域からの延焼、類焼	・校舎、校地の巡回 ・学校周辺の状況 （出火と延焼の有無、避難経路の状況）	・校庭 ・春江五丁目第二児童遊園 ・春江五丁目公園 ※風上に避難(複数の方角に避難場所を用意)

想定する二次災害		判断材料となる情報	避難場所
② 余震による倒壊	・建物の倒壊 ・非構造部材の落下、転倒、移動	・校舎、校地の巡回 ・学校の耐震化の状況	・校庭 ・春江五丁目第二児童遊園 ・春江五丁目公園 (落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所)
③ 水害等	・水害 (荒川、江戸川、新中川等の堤防決壊による洪水で校舎が浸水) ※二之江中学校…浸水した場合に想定される水深2.0m～5.0m未満の区域	・学校周辺の状況 (車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り等) ・学校の自然的環境、社会的環境	1年(184名)・2年(244名) <3・4階各教室> 8組1～3年(20名) <4階第二美術室> 3年(242名) 1～3組<3階特別室> 4～7組<4階特別教室>
④ その他の災害	・液状化 ・地盤沈下	・校舎、校地の巡回 ・学校周辺の状況 (避難経路の状況、河川の水位や濁り等) ・学校の自然的環境、社会的環境	・校内の各教室

(4) 災害発生時や待機時に使用する物資および保管場所

地震発生時の安全確保の際に使用する物資等（準備物）		保管場所
頭部を保護するもの	ヘルメット、(防災ずきん)	職員室
停電時に使用するもの	ハンドマイク、ホイッスル、懐中電灯・電池式ランタン	職員室
救助・避難時に使用するもの	バール、ジャッキ	主事室

二次対応時に使用する物資等（準備物）		保管場所
情報収集に使用するもの	テレビ(携帯テレビ)、携帯ラジオ、乾電池、携帯電話	校長室
避難行動時に使用するもの	マスターキー、軍手、防寒具、雨具、スリッパ、ロープ	職員室

学校待機時に使用する物資等（準備物）		保管場所
生活用	飲料水、食糧、卓上コンロ、毛布・寝袋、テント、簡易トイレ、ビニールシート、バケツ、暖房器具、使い捨てカイロ、電子ライター、タオル、衛生用品、紙コップ・紙皿	備蓄倉庫 (1階、プール下)
救護用	AED、医薬品類、携帯用救急セット、懐中電灯、ガーゼ・包帯、副木、医療ニーズのある生徒のための予備薬・器具等、マスク、アルコール、担架	保健室
その他	発電機、灯油、段ボールや古新聞、投光器、プール水、携帯電話充電器	主事室

2 点検

(1) 施設及び設備等の安全点検の計画

安全点検の種類	時間・方法等	対象	担当
定期の安全点検	○每学期1回以上 ○計画的に、教職員全員が組織的に実施	＜非構造部材＞ 天上、照明器具、窓ガラス、外壁(外装材)、収納棚など ＜校外への避難経路・避難場所＞ 案内板や表示、障害物など	・全教職員 ・安全・防災担当者
	○毎月1回 ○計画的に、教職員全員が組織的に実施	校地、体育館、教室、特別教室、廊下、昇降口、階段、トイレ、手洗い場、給食室、屋上、非常階段、シャッターなど	・全教職員
臨時の安全点検	○必要がある時 ・運動会、作品展等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等の災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪(侵入や放火等)の発生時等	必要に応じて点検項目を設定	・運動会担当者 ・作品展担当者 ・安全・防災担当者
日常の安全点検	○毎授業日	教室、廊下、階段、トイレ、手洗い場	・全教職員
校舎の耐震化（耐震補強）		平成21年10月1日（補強工事完了）	

(2) 非構造部材等の点検 <チェックリスト>

点検項目					
教室・職員室・特別教室等	1	天井材に破損等の異状はないか		17	危険薬品を適切に保管しているか
	2	放送器具（スピーカー等）はしっかり固定されているか		18	刃物・千枚通し等の危険物は、施錠された場所に保管されているか
	3	テレビやパソコンの転倒・落下・移動防止対策は講じられているか		19	ピアノ等の滑り・転倒防止対策を講じているか
	4	照明器具に変形、腐食等の異状はないか		20	給食室や家庭科室の火気チェックを厳重に実施しているか
	5	壁掛けの時計や額など、はずれて落下しそうな物はないか	廊下・階段等	1	廊下・階段などの通路によけいな物が置かれていないか
	6	窓ガラスにひび割れ等はないか		2	廊下・階段などがつまづきやすい状態になっていないか
	7	建具に変形・腐食・がたつきはないか		3	階段の手すりにぐらつきや破損はないか
	8	カーテンの破損や留め具のはずれはないか		4	避難器具の表示はわかりやすくされているか
	9	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか		5	非常口は内側から誰でも開けられるような状態になっているか
	10	地震時に窓ガラスに衝突するおそれのあるものはないか		6	防火扉・防火シャッターの開閉に支障が生じる物は置いていないか
	11	黒板にささくれや破損はないか。釘などは出していないか		7	防火扉・防火シャッターの誤作動時の対応が配慮されているか
	12	カバンかけなどが身体に触れやすくなっているか		8	消火器は分かりやすいところに設置しているか
	13	書棚等は取付金物で壁や床に固定されているか		9	消火器は使える状態になっているか
	14	キャスター付きの物はストッパーをかけてあるか		10	傘立ては固定されているか
	15	書棚の上に落下しそうな物を置いていないか	校舎外	1	外壁にひび割れ等の異常はないか
	16	薬品の容器等の破損・飛び出し防止策を講じているか		2	空調室外機は傾いていないか

(3) 校外への避難経路・避難場所の点検 <チェックリスト>（区との連携）

★避難場所：春江5丁目公園、春江五丁目第二児童遊園、その他 ※資料参照					
1	分かりやすい案内板や表示があるか	5	地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか		
2	避難経路に障害物がないか	6	近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか		
3	災害種、状況に対応した複数の経路と場所が確保されているか	7	実地見分を行って確認されているか		
4	生徒の特性や発達段階を踏まえているか	8	学校等の定めた避難経路、避難場所を生徒や保護者等に周知しているか		

3 避難訓練および安全指導（災害安全）～年間計画～

回	月	想定	内容
1	4月10日	近隣の火災	学年避難経路を使用し、校庭に避難する。
2	5月11日	(初期対応) 東京都東部を震源とする震度5弱の地震	・地震・大地震を想定し、机下に避難する。 ・迅速に行動し、第一次避難訓練(人員点呼練習)を行う。
3	6月14日	(二次対応) 給食室からの出火	・放送を静かに聴き、正確な情報を得る。 ・指示に従って移動し、昇降口では速やかに下履きに履き替える。 ・校庭にでて、静かに整列する。
4	7月1日	校内火災	予告ありで、昼休みに警報を発令し、校庭に避難する。
5	8月25日	地震	地域別の下校グループを確認し、リーダーを決定する。地震警報発令時の校庭避難と集団下校訓練。 学年避難経路を使用し、校庭に避難する。
6	10月5日	不審者対応訓練	不審者が校内に侵入したことを想定した訓練を行う。
7	11月9日		消防署の講話
8	12月14日	水害	1・2年は各教室待機。 8組は4階多目的室。 3年(1～3組は3階、4～7組は4階)特別教室。
9	1月9日	校舎外火災	校庭避難と下校訓練。 学年避難経路を使用し、校庭に避難する。
10	2月15日	地震	一次避難訓練
11	3月9日	校内火災	予告なしで、昼休みに警報を発令し、校庭に避難する。

4 教職員研修等 ～年間計画～

回	月	内容
1	4月 5日	本年度の「学校防災マニュアル」の確認
2	6月21日	地震発生時の対応について(引き渡し、集団下校等)
3	7月20日	救命講習 (AEDの使用法)
4	8月24日	地域別のグループ編制と集団下校訓練について
5	2月14日	避難所開設について

Ⅱ 発生時の危機管理（命を守る）

1 初期対応 ～災害発生から 30～40 秒前後（大揺れ）、2 分前後（揺れの収まり）

（１）授業中（校内）

場所	生徒等の行動	教職員の対応
普通教室	○机の下に潜り、机の脚を両手でしっかり持つ。	・安全確保に向けた教師による的確な指示 （「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せ、頭部を保護させる。窓や壁際から離れさせる。） ・火気使用中であれば、消火する。 ・生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認を行う。 ・震や二次災害に備え、生徒等を落ち着かせる。
特別教室	○実験中であれば、危険回避する。 （ガス、熱、薬品など）	
体育館	○中央に集合し、体を低くする。 （建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添う方がよい場合もある。）	
校庭	○建物から離れ、中央に集合し、体を低くする。	
プール	○速やかにプールの縁に移動し、縁をつかむ。 ○揺れが収まれば、素早くプールから出る。 ○靴をはき、衣服やバスタオルで身を守る。	
指示例	○「落ち着いてください。被害が予想されます。壁や窓から離れ、机の下に潜ってください。両手で机の脚をしっかりと持ち、頭を守ってください。上着やカバンなどで頭を守ってください。落ち着いて次の指示を待ってください。」	

（２）始業前、休み時間、放課後

場所	生徒等の行動	教職員の対応
階段 廊下 トイレ等	○揺れている間は、上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気を付ける。 ○揺れが収まったら、教師の指示に従い、次の行動（二次避難など）をとる。 ○周囲の安全確認をする。	・全校指示・・・揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示をする。 ・分散して、生徒等の安全確保、指示誘導を行う。 ・校舎外にいる生徒等の安全確保、負傷者の応急手当を行う。
校庭等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる。 ○揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	

（３）登・下校時

	生徒等の行動	教職員の対応
安全確保	○地震による揺れを感じたら、周囲の状況を確認し「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。 ○頭部を保護し身を低くする。 ○車道に出ない。 ○ブロック塀や屋根がわら、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液化化や隆起するマンホールなどに注意する。 ○公共交通機関を利用している場合は、係員の指示に従う。	・校内の残留生徒等の安否を確認する。 ・通学路をたどり、通学路上、避難場所の生徒等の安否を確認する。（緊急時生徒引渡カードを持参する。）
二次対応 近くの避難場所への避難	○揺れが収まったら、状況に応じて公園、学校等の避難場所、あるいは自宅に避難する。 ○自宅や学校に避難することが困難な場合、教職員や保護者、地域の人が来るまで、そのまま待機する。	・保護者、地域と連携し、生徒等の所在を確認する。
<その他> 引き渡し		・家庭へ確実に引き渡す。 ・家族不在時は学校で保護する。

（４）校外活動中 <修学旅行、林間学校、宿泊学習、校外学習、部活動等>

安全確保	○正確に状況を把握し、的確な指示を出す。（実地踏査時に見学施設の構造等を把握し、避難場所・避難経路を確認するとともに、災害発生時の対応について施設管理者等との打ち合わせを行う。） ※災害発生時の避難場所や学校や保護者への連絡方法等を確認し、<u>実施計画に明記するとともに、事前に保護者へも周知しておく。</u> ○電車、バス等に乗車中は、係員の指示に従う。 ○生徒等の不安に対処する。（グループ行動時の対応の約束を徹底しておく。）
二次対応	○施設管理者等の指示に従う。（グループ行動時の約束に従う。） ○避難場所、救護施設がない場合、地元の人や機関等から情報を入手し、的確な対応を行う。
避難後の安全確保	○人員確認、負傷者の応急手当を行う。 ○海岸での津波、山中でのがけ崩れ、落石に注意する。 ○地元公的機関に、救護を要請する。 ○生徒等の不安に対処する。
学校への連絡	○学校への連絡、状況報告を行い、指示を受け対応する。（不通の場合は教育委員会や公的機関に連絡する。）
<その他> 避難後の対応決定	○学校から保護者に連絡する。 ○学校から教育委員会に連絡し、教育委員会から指示を受け対応する。 ○地元公的機関への救護要請は教育委員会が行う。

（５）管理下外 <生徒が自宅にいる場合>

○上記の場所、対応等を参考にして事前指導を行い、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所について事前に確認させる。＜保護者への啓発＞

2 二次対応 ～災害発生から3～5分前後

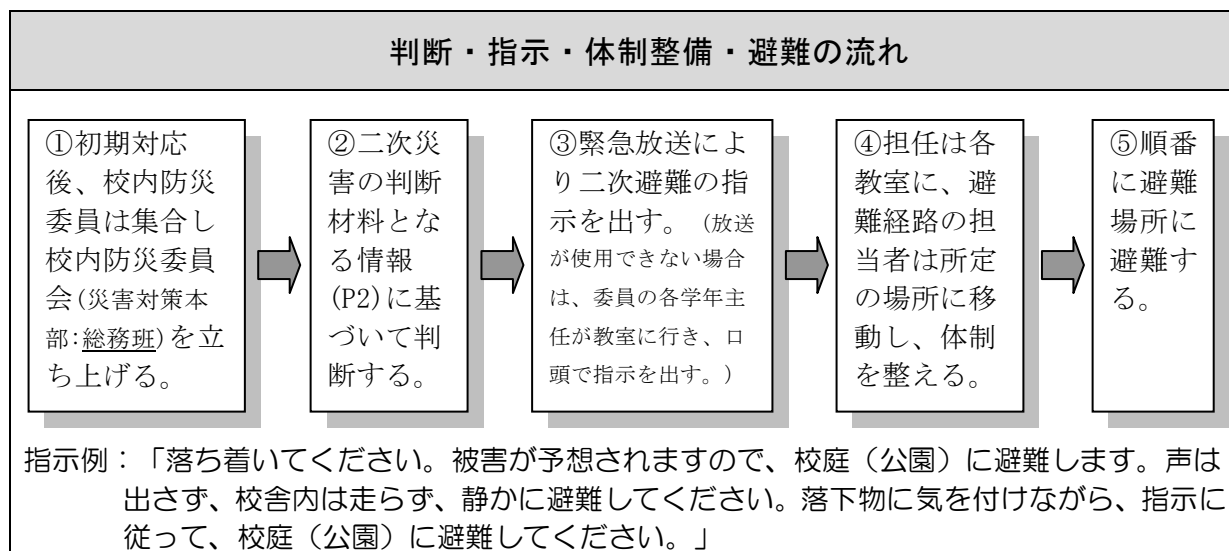
(1) 素早い情報収集

情報ツール【担当：校内防災委員】	
○ラジオ（停電時：電池式ラジオを活用）【新井】	○広報無線（FM江戸川）【小澤忠】
○テレビ（携帯ワンセグ放送）【内野】	○インターネット、メール【新井】
○電話、ファクシミリ【荒川】	

(2) 二次災害の避難場所と避難経路、および教員の配置 ※資料参照

二次災害	避難場所	避難経路	教員配置
火災	・校庭 ・春江五丁目第二児童遊園 ・春江五丁目公園 ※風上に避難(複数の方角に避難場所を用意)	校庭(児童遊園) 昇降口 階段	星 横山
余震による倒壊	・校庭 ・春江五丁目第二児童遊園 ・春江五丁目公園 ※落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所	校庭(公園)	泉 野々川 増潤
水害等 (洪水等で校舎が浸水)	1年(184名)・2年(244名)・・・3・4階各教室 8組の1～3年(20名)・・・4階多目的室 3年(242名)・・・3・4階特別教室	階段	深沢 鈴木
その他の災害	・危険区域外の建物		水谷 池田

(3) 二次避難の判断から避難までの手順（災害対策本部：総務班）



(4) 二次避難（校庭・公園等）後の対応決定（災害対策本部：総務班）

避難継続、保護者への連絡	※12ページ「2 引き渡しと待機」「(1)引き渡しの判断」参照
--------------	---------------------------------

Ⅲ 事後の危機管理（立て直す）

1 災害対策本部の設置と組織的な対応 ～災害発生から2・3時間前後

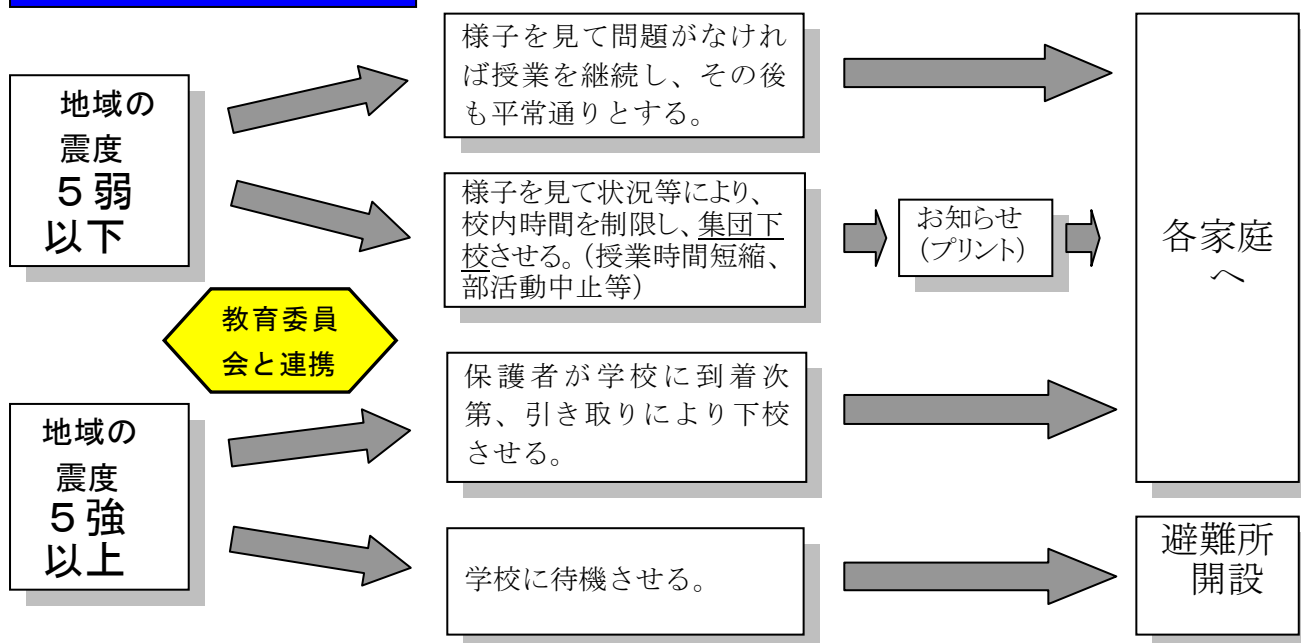
○災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に災害対策本部を設置し、次の表に基づき、学校として組織的に災害対応に当たる。

業務(班)	役割	準備物	災害発生時 ～1日	2日～3日	担当
1 総務	- 各班との連絡調整 - 非常持ち出し書類の搬出保管 - 校内の被災状況把握 - 記録日誌、報告書作成 - 校内放送等による連絡・指示 - 応急対策の決定 - 区対策本部との連絡 - PTA、地域との連絡調整 - 引き渡し場所の指定 - 情報収集 - 報道機関への連絡、対応	- 学校防災マニュアル - 学校敷地図 - 緊急活動日誌 - ラジオ - ハンドマイク - 懐中電灯 - 携帯電話 - 行方不明者(教職員)記入用紙	- 教職員の体制指示 - 教職員の配置検討(時間外) - 外部からの問い合わせ対応 - 関係機関への被災状況報告 - 関係機関、区からの情報入手 - 出勤者確認(時間外) - 教職員と家族の安否確認	- 外部からの問い合わせ対応 - 避難場所の確定 - 連絡調整	内野 大林 荒川 中川 藤代 三國 菊地
2 避難所協力	- 避難者の名簿作成 - 緊急物資の受け入れと管理 - ボランティアの受け入れ - 区及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	- マスターキー - ラジオ - バリケード - ロープ - テープ - 校内配置図 - 避難者への指示文書	- 避難所開設準備 - 地域の代表者との初動の確認	- 救護物資の受領、仕分け、保管 - 避難者への物資の調達 - ボランティアの受け入れ - 避難者数の掌握と名簿作成	
3 安否確認・避難誘導	- 生徒、教職員の安否確認 - 避難誘導(安全な避難経路) - 負傷者の把握 - 負傷程度の把握(揺れが収まった直後) - 行方不明の生徒の本部への連絡 - 下校指導、待機生徒の掌握、記録	- 出席簿 - 行方不明者(生徒)記入用紙	- 安全な場所への誘導 - 家庭への安全下校指導 - 待機場所の確保 - 生徒の安否確認 - 生徒の家族の安否確認		各学級担任 (対策本部を除く) 阪本 石崎 田中(将)
4 保護者連絡(引き渡し)	- 身元確認 - 保護者等への生徒の引き渡し(到着した順)	- 緊急時生徒引き渡しカード - 出席簿 - 集合場所のクラス配置図	- 引き渡し場所の状況把握 - 生徒の引き渡し - 保護者等の対応(家庭の様子や安全状況の確認)	保護者等の対応(家庭の様子や安全状況の確認)	

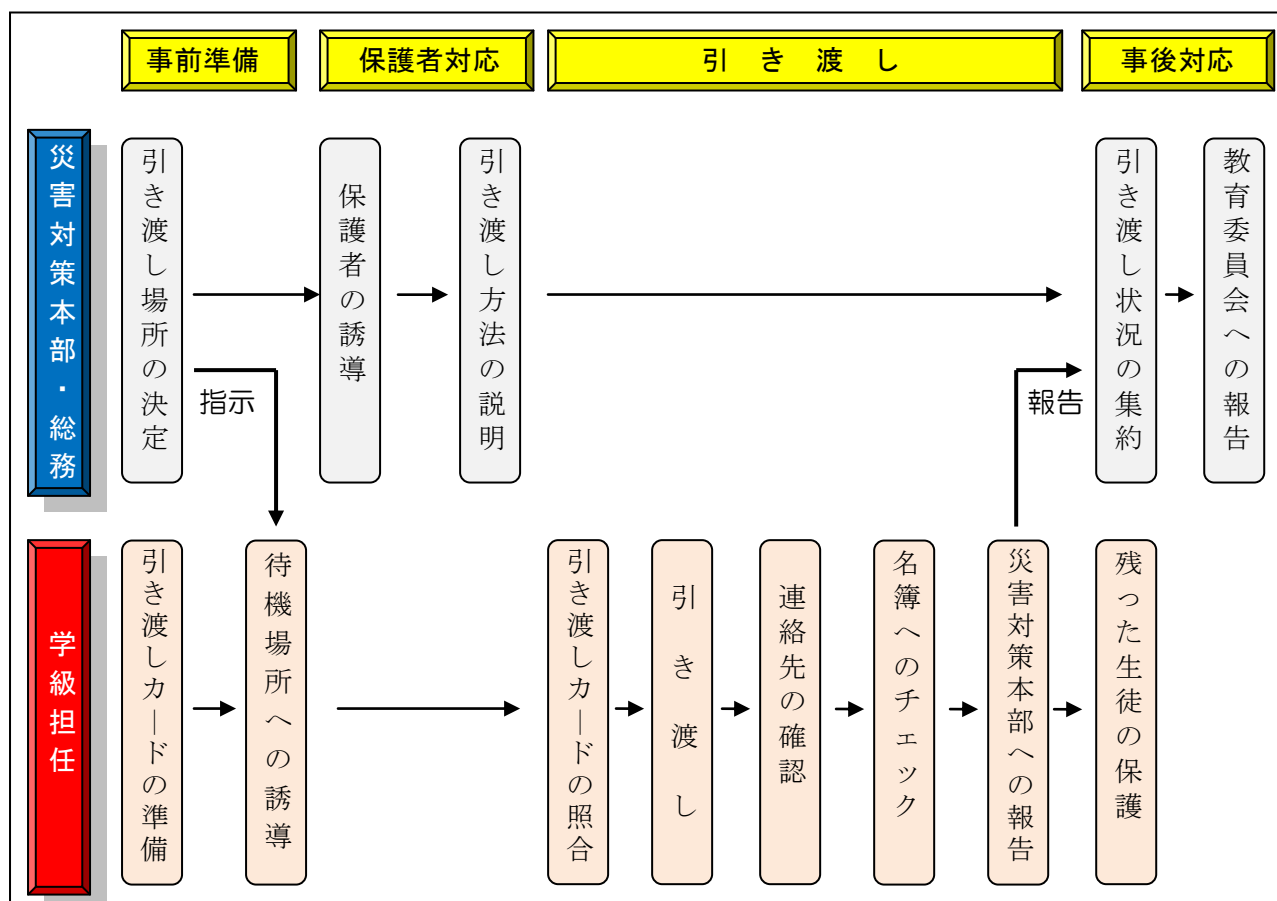
業務(班)	役割	準備物	災害発生時 ～1日	2日～3日	担当
5 安全点検 ・消火	・初期消火 ・被害の状況確認(施設の構造的な被害程度の調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認) ・校内建物の安全点検・管理 ・近隣の危険個所の巡視 ・二次被害の防止 ・避難、救助活動の支援	・消火器 ・ヘルメット ・ラジオ ・道具セット ・手袋 ・被害調査票	・消火活動 ・教室、特別教室等の被害確認 ・電気、FAX、パソコン等の使用確認 ・水道、電気、ガスの状況確認 ・備蓄倉庫の備品確認 ・教職員の宿直場所の確保 ・学校中の鍵の確保	・備蓄品の搬出 ・必要備品の確保 ・地域の被害状況調査 ・被災状況確認	磯ヶ谷 高見 江澤 深井 芳野 菊地
6 応急復旧	・応急復旧に必要な機材の調達と管理 ・危険箇所の処理 ・危険箇所の立入禁止措置 ・危険箇所の表示 ・避難場所の安全確認	・被害調査票 ・学校構内図 ・ヘルメット ・ロープ ・標識 ・バリケード	・管理室、転倒備品等の復旧 ・教職員の活動場所の確保	・トイレの汚物処理と清掃 ・プール水の利用 ・ごみの処理	
7 救助	・生徒及び教職員の救出 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ・担当区域での負傷者の搬出 ・学校施設内のチェック	・担架 ・毛布 ・防災マスク ・ヘルメット ・安全靴 ・革手袋 ・のこぎり	・救助活動 ・近隣被災者の救助活動 ・学校施設危険箇所の応急処置	・必要備品の調達 ・地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置	志澤 上埜 相馬 吉見
8 救護・ 救急医療	・生徒及び教職員の救命 ・負傷者の保護、応急手当 ・応急手当の備品の確認 ・医師(学校医)等の確保 ・関係医療機関との連携	・応急手当の備品 ・健康カード ・AED	・負傷者対応 ・応急手当の備品確保	・救護所の設置対応 ・近隣医療機関との連携による救護活動	岸 栗田 田中(俊) 高橋

2 引き渡しと待機

(1) 引き渡しの判断



(2) 校内における引き渡しの手順



(3) 校外における引き渡しの手順

- ① 引き渡しが可能かどうか判断する。
- ② 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合で、どちらが安全かを判断する。
- ③ 現地で引き渡す場合・・・学校と連絡を取り、保護者に引き取りに来てもらう。
(方法は「校内における引き渡し」と同様・・・ただし、引き渡しカードの照合は不可)

(4) 休日等の活動時（部活動等）の対応 ～震度5弱以上の地震発生時～

活動場所	対応	帰宅方法
本校で活動中	① 緊急避難させる。 ② 人員確認、安全確認する。 ③ 保護者に連絡し、 帰宅方法を確認 する。 <u>※保護者に連絡が取れない場合・・・学校に待機させる。</u>	ア 二之江中で引き渡す イ 確認後、自分で帰宅する ウ 途中(場所の確認)で、待ち合わせて帰宅する
本校以外で活動中	① 活動場所の責任者の指示に従い避難する。 ② 生徒の被害状況・帰宅方法を二之江中に連絡する。	
	<u>A:公共交通機関が運行している場合</u> i) 二之江中まで全員で帰校する。 ii) 保護者に連絡し、 帰宅方法を確認 する。 <u>※保護者に連絡が取れない場合・・・学校に待機させる。</u>	ア 二之江中で引き渡す イ 確認後、自分で帰宅する ウ 途中(場所の確認)で、待ち合わせをして帰宅する
	<u>B:公共交通機関が不通の場合</u> i) 活動場所に待機する(情報を収集する)。 ii) 顧問は現地の状況を学校に連絡する。 iii) 保護者に連絡し、 帰宅方法を確認 する。 <u>※保護者に連絡が取れない場合</u>	ア 現地で引き渡す イ 確認後、自分で帰宅する ウ 途中(場所の確認)で、待ち合わせをして帰宅する
	i) 現地で待機する(近隣の避難場所に行く)。 ii) 公共交通機関が動き出したら、生徒の安全確認をして二之江中まで帰校する。 iii) 保護者に連絡し、 帰宅方法を確認 する。	ア 二之江中で引き渡す イ 確認後、自分で帰宅する ウ 途中(場所の確認)で、待ち合わせて帰宅する

(5) 緊急時生徒引き渡しカード

緊急時生徒引き渡しカード				
(生徒名) 年 組		(兄弟姉妹名) 年 組		
番号	引き取り者氏名	連絡先(電話、住所)	生徒との関係	チェック欄
1	(保護者)	電話 携帯 住所		
2		電話 携帯 住所		
震度5弱以下でも、交通機関に影響が出た場合は、お子様を学校に待機させますか。待機を希望する場合は、右の欄に「○」印を付けてください。				

3 休日・夜間等、教職員が在校していない時の災害対応

(1) 教職員の集合、災害対策本部の設置等

区職員の集合	江戸川区内に震度5強以上の地震が発生した際には、自動的に3号配備が発令されたことになる。二之江中学校担当の江戸川区職員14名が、家族等の安全を確保した後、直ちに二之江中学校に集合し、避難所を開設運営することになっている。	
教職員の集合	※「(2) 教職員の非常参集体制と安否確認」参照	
災害対策本部の設置	1 生徒等の安否確認…※「3 安否確認(P14)」参照 2 被害状況の把握 3 災害情報の収集 4 教育委員会への報告 5 外部との対応 6 避難所の運営支援	
保護者への連絡 連絡・通信、情報発信の手段	連絡・通信	情報発信
	・災害時用 P H S (070-6561-6564)	・ホームページ ・連絡用掲示物 ・災害時用 P H S (070-6561-6564) ※緊急メール配信 (今後の取組)

(2) 教職員の非常参集体制と安否確認 <区との連携：非常参集体制計画>

参集体制	学区内の震度	安否確認	生徒在宅時		(参考) 登下校時
			電話○	電話×	
第4次参集	6弱以上	○	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学路を たどって
第3次参集	5強				
	5弱	状況判断			
第2次参集	4 被害あり	×	行わない		行わない
第1次参集	4		行わない		行わない

(3) 安否確認の内容

- ① 生徒及び家族の安否、けがの有無
- ② 被災状況 (生徒の様子、困っていることや不足している物資)
- ③ 居場所 (避難先)、今後の連絡先・連絡方法